

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	八代鏡線	八代郡鏡町大字宝出 3番2地先から 同所 大字鏡町字郷開 1154番1地先まで	前	3.8 ～ 9.0	359.0	単強舗
			後	5.6 ～ 9.0		
一般 県道	古石天月 線	葦北郡芦北町大字告字川内迫 269番1地先から 同所 同字 264番1地先まで	前	3.4 ～ 6.8	98.0	単防災
			後	17.0 ～ 32.6		
一般 県道	坂瀬川 御領線	天草郡五和町大字御領字重ノ丸 2581番2地先から 同所 同字 2178番1地先まで	前	12.0 ～ 23.6	47.0	工事用迂 回路撤去
			後	8.0 ～ 16.2		
一般 県道	大野下停 車場西照 寺線	玉名郡岱明町大字古閑字古閑原 326番 地先から 同所 大字西照寺字備中田 212番1地先まで	前	4.6 ～ 12.0	800.0	単道改
			後	5.8 ～ 17.2		

2 区域変更する期日 平成15年12月3日

熊本県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡矢部町大字北中島字北城ノ尾 321番6地先から 同所 同字 324番3地先まで	160.0	国特一種

2 供用開始する期日 平成15年12月3日

熊本県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子